

## 第8期 雲南市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 令和6年10月22日(火) 13:30～14:30

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(15名)

4. 欠席委員(4名)

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第107号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第109号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第110号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第111号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

## 8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第16回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により12番委員、13番委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【諸届及び会務等について報告並びに説明】</b></p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長専決処分の報告について</li> <li>・ 農地法第5条第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について</li> <li>・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・ 田畑転換届の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 会議等の報告</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げられてから発言をお願いします。（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p>
事務局	<p>それでは最初に、議第107号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページ、議第107号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。7ページをご覧ください。図面については別添資料の1ページからです。</p>
事務局	<p>番号1番、〇〇町〇〇、地目は畑1筆で、関係者は1名、合計面積は93㎡です。令和6年10月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
事務局	<p>番号2番から3番、〇〇町〇〇、地目は田2筆、関係者は1名、合計面積は2,572㎡です。令和6年10月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
事務局	<p>今回の合計面積は田2,572㎡、畑93㎡、合計2,665㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適など止むを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第107号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。議第107号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第107号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第108号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第108号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書9ページをご覧ください。図面資料は3ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆と〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,486㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、仕事の都合により耕作が困難になった。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請人らは友人関係であります。申請地には一部果樹が植えてあり、農地取得後は野菜の栽培と果樹の管理を行っていくとのこと。図面の7ページをご覧ください。今回の申請地の間にもう1筆譲渡人の農地である〇〇町〇〇 △△-△がありますが、ここには既に農業用施設が建っています。面積が200㎡以上で転用申請が過去にされた記録も無かったため、ここについては後日5条申請による所有権移転をされる予定です。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は97㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は譲受人所有の畑に隣接していますので、そのまま一つの畑として利用されます。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は8,130㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住することになり耕作が困難になるため譲り渡す。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。ということです。譲受人は農地所有適格法人であり、この地域の農業を担っています。申請地の一部は現在借り受けて既に耕作を行っている農地で、貸借契約を解約し所有権を取得されます。農地取得後は他の申請地もあわせて同様に耕作を行っていくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて、全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第108号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第108号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第108号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第109号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第109号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書12ページをご覧ください。図面資料については15ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりです。申請面積は36㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、住宅への進入路として利用したい。とのことです。始末書が提出されており、昭和58年頃から進入路として利用していた。その後、手続きをせずに使用してきた。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合、に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は716㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、お寺の利用者駐車場として</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長 1 番 議 長 1 番</p>	<p>整備したい。とのことです。始末書が提出されており、申請地の登記面積は868㎡で、そのうち152㎡については、平成18年8月に携帯電話の鉄塔用地として転用の届出が提出されています。鉄塔の設置工事に合わせ申請地を埋め立て、駐車場として利用してきた。ということで始末書が提出されています。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は75㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、県営事業に伴う既存貸駐車場の代替として使用する貸駐車場を整備したい。なお、駐車場は隣接の居住者へ空き家とともに貸し出す。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番、2番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は1,091㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、集合住宅12戸と付帯する駐車場18台分を整備したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで、申請面積は517㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由ですが、住宅、納屋のほか、庭及び進入路として使用したい。とのことです。始末書が提出されており、本来、農地法の手続きが必要でしたが、昭和53年に自宅を建築した際に手続きをせずに今日まで至ってしまいました。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番から3番と同じです。なお、この案件の図面資料28ページ、〇〇町〇〇 △△-△の隣接に複合地番の土地があります。これは土地境界が定まっていない筆界未定地となっているため、このような表記になっています。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>1番です。申請番号1番と2番の2件について補足説明をします。区域が〇〇町〇〇になりますので会長の担当区域であります。欠席でありますので代わりに説明します。</p> <p>申請番号1番の案件ですが、図面資料の16ページをご覧ください。事務局から説明があったとおり昭和58年頃から自宅への進入路になっており、写真奥にあるのが申請人の居宅になりますが、道路からの進入路になっておりまして、昭和58年頃からこの状態になっていたということのようです。昭和58年当時の航空写真を見ますと、たしかに図面資料の17ページのとおり、当該番地は〇〇町〇〇 △△-△ですけれども、その奥に〇〇町〇〇 △△-〇と▲▲-▲があり、□□-〇が宅地になります。そこは昭和58年頃から進入路として、現在のような状況になっていたと航空写真で確認されていまして、申請人はずっと昭和58年頃から利用していた。当時、国土調査が行われており、〇〇町〇〇 △△-〇と▲▲-▲は雑種地として登記されていますが、一番手前側が何故か畑のままになっていたということです。いずれにしても、農地ということですので、この際4条申</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>請の手続きをします。ということです。</p> <p>申請番号2番の案件ですが、先ほど事務局から説明があったとおり、平成19年頃に携帯電話の鉄塔がこの奥に設置されまして、その手前が畑、いわゆる草地であったために、檀家の方が駐車場として使っておられたそうです。鉄塔を建てたときに埋めてしまって、その後、お寺の駐車場として使われてきた。このお寺も山の上の方にありますので、この場所しか駐車場に出来ないの、この際、転用許可申請をします。ということです。始末書も出ておりますが、読み上げませんが、そうした事情でありますのでご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	他にありませんか。
3 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
3 番	<p>3番です。申請番号4番の案件は1,000㎡以上になっており、聞き取り調査を行っておりますので報告したいと思います。申請することになった経過ですけども、この場所が雲南市の中心にあり、通勤等便利で賃貸住宅を希望する方に住居を提供したいということで計画されました。誰がということですけども、申請人が個人で経営されたいということですが、〇〇建設の方に設計と施工を依頼され、集合住宅として経営をしたいということでもあります。隣地の方ですけども、隣は公共施設があり、もう片方は個人住宅が1軒ありますけれども、その方にも承諾していただいております。この場所は1,000㎡と広いですけども、周りはL字溝で擁壁を造って、専用の水路を造って、既存の道路の用水路に排水をするというところで考えておられます。以上です。審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	他にありませんか。
1 2 番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
1 2 番	<p>12番です。申請番号5番について説明します。先ず始末書が出ていますので読み上げます。昭和53年頃、雲南市〇〇町〇〇△△-△に建物を建築した際に、本来ですと農地法の手続きが必要でしたが、何代にも渡りそのままにして今日に至りました。以前のことはどうなっていたか今とはわかりませんが、今回相続をして指摘されて初めて申請することになったこととお詫び申し上げます。ということです。現場の方ですけども、図面資料29ページにありますように、対象の農地と上にある農地、道で分けられており、私が見る限り他の農地等には影響ないと思われま。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	他にありませんか。
	(補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第109号についての説明を終わります。
	次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、討論を終わります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。議第109号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第109号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第110号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第110号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面については30ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1,097㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、葬祭業を営んでおり、申請地を譲り受け、来客用駐車場としたい。とのこと。今回、家族葬から一般葬へ事業拡大するため、近隣葬儀場の駐車台数と同等規模の駐車場が必要とのこと。なお、隣接の農地である〇〇町〇〇△△-△についても、転用申請が予定されています。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p>
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は1,583㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、集合住宅16戸と付帯する駐車場24台を整備したい。とのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。なお、図面資料34ページの図面で若干訂正がありまして、申請地を枠で囲っておりますけれども、隣の田んぼも含めて申請地です。図面資料35ページの公図の方は正しく表記されておりますので、お断り申し上げます。</p>
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は33㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、宅地への進入路が狭隘のため、拡張し進入路として使用したい。とのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、平成26年に自宅を改築した際に進入路として整備してしまった。ということです。農地区分及び許可条項は申請番号1番、2番と同じです。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議 長 18番	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>18番の私の方から、申請番号2番と3番について補足説明をさせていただきます。</p> <p>最初に申請番号2番の案件です。これは1,000㎡を超えておるということで説明させていただきます。転用理由の中にもありますように、集合住宅を建てたいということで、図面資料34ページ、35ページをご覧くださいと思います。こういうところに2棟</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>という話を聞いておりますけれども、建てたいということです。あと、〇〇町〇〇 △△ー△△というのが角っこに残っておりますけれども、これは土地の所有者がどこにおられるか不在ということで、この格好で残るといような状況です。従いまして、転用の目的は住宅用地と併せて駐輪場等の用地になります。元々田んぼでございましたので、この面積の左側右側に両方とも用水路、排水路が通っております、埋め立てた後も用排水路はそのまま残りますので、排水等につきましてはこれらを利用するということです。一方、図面資料34ページの申請地と書いてある境のところには農道と田んぼがあるわけですが、そこへ排水路を設置して、図面でいうと左側の方にある、これが用排水路ですけども、そこへ落としたいということでございます。あと、特に説明する内容はありますが、道路と田んぼの高さがありますけれども、ここへ盛土をして道路、この矢印があります道路平らぐらいに盛土して、用排水路は擁壁を立てて、後の残り部分は斜面になる可能性があります、そこはコンクリートで覆うという工事施工者の話でございます。</p> <p>次に申請番号3番の案件です。これは始末書の案件でありまして、始末書を読ませていただきます。今回の農地法第5条第1項の許可申請にあたり、事情を説明させていただきます。当該農地は既にコンクリート舗装がなされ、当人が自宅進入路として利用しています。平成26年10月の自宅改築に併せて、安全な車の出入りのため当該土地の所有者と賃貸借契約を結び、進入路を拡幅したもので、現在まで至っております。農地法の理解の不足からこのような事態を招いたことお詫びするとともに、今後はこのような事が無いよう、十分に留意いたします。ということです。事情を少し聞いておりまして、申請をすることになった経過につきましては、始末書で読み上げた内容に若干補足させていただきますと、家を新築されるということで出入りするために、ちょっと道幅が狭いので拡幅したいということで、計画した時から土地所有者にお話をされたようですけども、土地所有者の方の事情によって手続きが取れなかったということで、その間、今日までは賃貸借によって道路を使用されていたということです。今回、申請することが出来るような状態になったために申請することになったというふうに言っておられました。転用の目的は先ほど言いましたように、安全に出入りが出来るように進入路を拡幅したい。ということでございまして、使用していたのは平成26年の10月からでございます。誰がというと、譲り受け人の方でございます。面積そのものは大きくございませんが、拡幅のために農地を分割しておりまして、残る農地との境は、申請地はコンクリート舗装、農地との境は排水路を設けて土砂等の流出を防ぐということでございます。以上説明させていただきます。</p> <p>議 長 他にありませんか。 (補足説明なし)</p> <p>議 長 無いようですので、議第110号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第110号農地法第5条の規定による許可申請について、申請の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>とおり許可することにご異義ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第110号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。議案書17ページをご覧ください。今回は設定件数5件、内訳は〇〇町4件、〇〇町1件です。また、借り受け戸数は3戸となっております。なお、19ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。</p>
議 長	<p>あの時計で、14時25分まで、暫時休憩としますのでご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・ (休憩)・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を発表していただきます。初めに利用権設定の申請番号1番について〇〇町からお願いします。</p>
3 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
3 番	<p>3番です。農地の所在が〇〇町になっていますけれども、土地の所有者と借り手が〇〇町になっておりますので、私の方で確認しました。同じ自治会同士の方で付き合いもしておられますし、再設定で問題ありませんので、審議の方よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権設定の申請番号1番は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権設定の申請番号1番については、申請の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>とおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。議題111号農業経営基盤整備促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号1番から3番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により2番委員にはご退席願います。</p> <p>(2番委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、この案件について先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表させていただきます。</p>
3 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
3 番	<p>3番です。申請番号1番から3番の案件ですけれども、内容は新規になっておりますけれども、受けられた農業法人は地元でかなり手広くやっておられまして、信用もあり問題ないと考えますので、ご審議の方をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号1番から3番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第111号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号1番から3番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>(2番委員 入室)</p>
議 長	<p>2番委員にはご着席をお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:30終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_